



<目次>

令和7年4月号

1. 給与の諸手当の支給実態について
2. 年度更新、算定基礎届の賃金台帳依頼についてのお知らせ
3. 令和7年度の雇用保険料率について
4. 育児関連法改正情報
5. ゴールデンウィーク休業日のお知らせ

1. 給与の諸手当の支給実態について

今月は、毎年、労働条件交渉でテーマになる事が多い諸手当について特集します。下記は、東京都産業労働局が令和6年12月に発表した「中小企業の賃金事情」の諸手当の支給状況のデータとなり、令和6年7月31日時点の状況を調査し、その結果をまとめたものです。 (※< >内は構成比(%) ※集計結果が4件以下のデータについては「X」)

役付手当の支給状況

(単位：社、%)

	集計企業数	支給あり	同一役職の 支給額は同じ	同一役職でも 支給額は異なる	無回答	支給なし	無回答
調査 産業計	659 (100.0)	435 (66.0)<100.0>	268 < 61.6>	145 < 33.3>	22 < 5.1>	212 (32.2)	12 (1.8)

役付手当の支給金額

(単位：円)

区 分	同一役職につき同一金額を支給			同一役職でも支給額が異なる		
	部長	課長	係長	部長	課長	係長
10～49人	89,497	60,783	39,267	99,403	63,522	49,581
50～99人	95,323	59,463	23,232	120,083	78,618	30,328
100～299人	79,966	42,637	17,600	101,147	70,423	18,078

住宅手当の支給状況

(単位：社、%)

	集計企業数	支給あり	一律支給	住宅の形態別 支給	その他	無回答	支給なし	無回答
調査 産業計	659 (100.0)	229 (34.7)<100.0>	108 < 47.2>	56 <24.5>	65 <28.4>	- -	419 (63.6)	11 (1.7)

住宅手当の支給金額

(単位：円)

	一律支給		住宅の形態別支給			
	扶養家族 あり	扶養家族 なし	扶養家族あり		扶養家族なし	
			賃貸	持家	賃貸	持家
10～49人	18,942	17,659	30,652	17,571	28,181	16,150
50～99人	14,813	13,094	25,400	18,714	18,727	9,833
100～299人	12,700	11,400	31,127	16,360	21,274	11,744

家族手当の支給状況

(単位：社、%)

	集計企業数	支給あり	一律支給	家族により 異なる	無回答	支給なし	無回答
調査 産業計	659 (100.0)	282 (42.8)<100.0>	33 <11.7>	249 <88.3>	- -	367 (55.7)	10 (1.5)

家族手当の支給金額

(単位：円)

	一律支給	家族により異なる(家族別支給)			
		配偶者	第一子	第二子	第三子
10～49人	10,446	10,606	5,087	4,886	4,818
50～99人	X	9,682	6,082	5,082	5,175
100～299人	X	10,392	4,348	4,230	4,383

間もなく、大部分の企業にとって、定期昇給の時期となります。各企業様におかれましては、上記諸手当の数字を参考にいただき、ご検討いただければと思います。

2. 年度更新、算定基礎届の賃金台帳依頼についてのお知らせ

今年度より、年度更新および算定基礎届に関する賃金台帳のご依頼方法が変更となります。これまで郵送でご案内しておりましたが、原則としてメール配信に切り替えさせていただきます。(一部のケースを除きます。)

メールでのご案内は3月24日から26日にお送りしています。お手元に届きましたら、賃金台帳(または賃金データ)を添付のうえ、ご返信いただきますようお願いいたします。



3. 令和7年度の雇用保険料率について

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は、令和5年度と変更なく、以下のとおりです。

事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	雇用保険料率(①+②)
一般の事業	1000 分の 5.5	1000 分の 9	1000 分の 14.5
農林水産・清酒製造の事業	1000 分の 6.5	1000 分の 10	1000 分の 16.5
建設の事業	1000 分の 6.5	1000 分の 11	1000 分の 17.5

4. 育児関連法改正情報

先月に続き、育児に関する法改正のご案内をいたします。今月号は雇用保険法における給付金関係です。

① 出生後休業支援給付金の創設（令和7年4月1日施行）

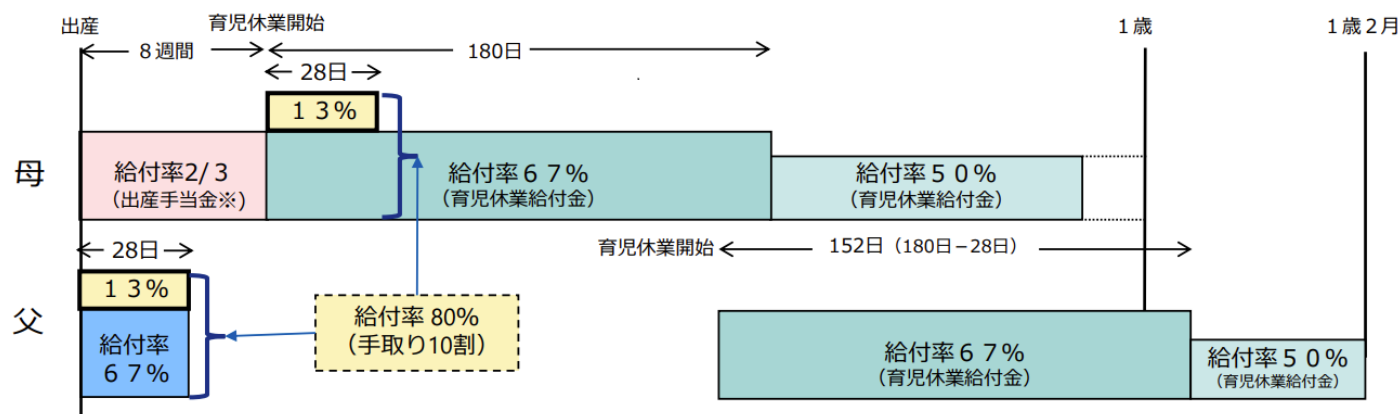
子どもの出生直後の以下の期間に従業員と配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合、休業開始前賃金の13%相当額が最大28日間支給されます。

男性：子の出生後8週間以内

女性：産後休業後8週間以内

育児休業給付金や出生時育児休業給付金の67%を合わせると給付率が80%に引き上がり、休業開始前の手取り額に近い額が支給されることになります。

【給付イメージ】

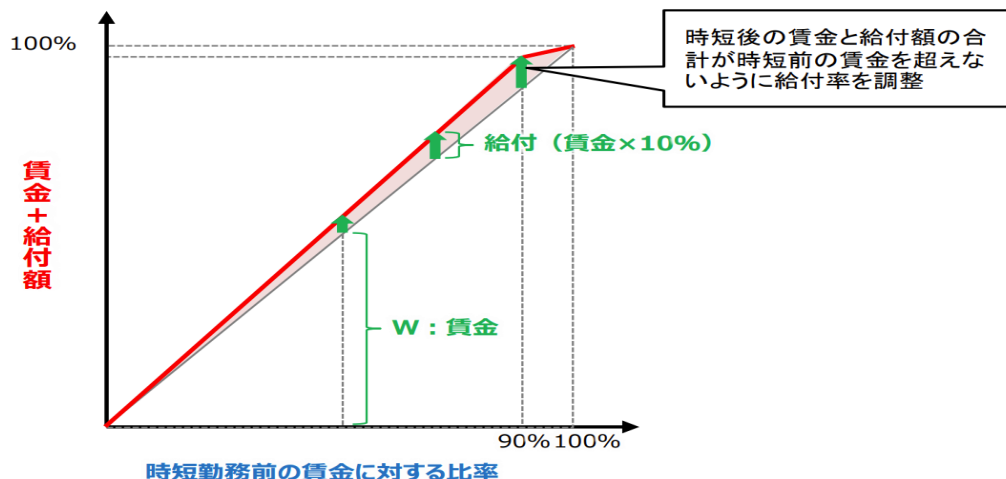


※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

② 育児時短就業給付金の創設（令和7年4月1日施行）

2歳未満の子どもを養育するために時短勤務をした従業員に対し、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%が支給されます。

【給付イメージ】



（出典）厚生労働省『令和6年雇用保険制度改正（令和7年4月1日施行分）について』

5. ゴールデンウィーク休業日のお知らせ

弊法人のゴールデンウィーク期間における休業日については、下記の通りとさせていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

4/27(日)	4/28(月)	4/29(火)祝	4/30(水)	5/1(木)
休業日	通常営業	休業日	通常営業	通常営業
5/2(金)	5/3(土)祝	5/4(日)祝	5/5(月)祝	5/6(火)祝
通常営業	休業日	休業日	休業日	休業日